

	<p>第三条の三 第二項</p>	
<p>を還付する</p>	<p>省略</p>	<p>を還付する</p>
<p>と当該徴収された所得税の額につき特別措置法第二十八条第一項の規定により併せて徴収された復興特別所得税の額（次項前段又は同条第五項（租税特別措置法第四十一条の第十二項に係る部分に限る。）の規定により併せて還付した額を除く。）に相当する金額の全部又は一部とを併せて還付する。この場合においては、特別措置法第二十八条第九項及び第三十一条第三項の規定を準用する</p>	<p>省略</p>	<p>と当該徴収された所得税の額につき特別措置法第二十八条第一項の規定により併せて徴収された復興特別所得税の額（前項前段又は同条第五項（租税特別措置法第四十一条の第十二項に係る部分に限る。）の規定により併せて還付した額を除く。）に相当する金額の</p>

	<p>同上</p>	
<p>同上</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>
<p>と当該徴収された所得税の額につき特別措置法第二十八条第一項の規定により併せて徴収された復興特別所得税の額（次項前段又は同条第三項（租税特別措置法第四十一条の第十二項に係る部分に限る。）の規定により併せて還付した額を除く。）に相当する金額の全部又は一部とを併せて還付する。この場合においては、特別措置法第二十八条第六項及び第三十一条第三項の規定を準用する</p>	<p>同上</p>	<p>と当該徴収された所得税の額につき特別措置法第二十八条第一項の規定により併せて徴収された復興特別所得税の額（前項前段又は同条第三項（租税特別措置法第四十一条の第十二項に係る部分に限る。）の規定により併せて還付した額を除く。）に相当する金額の</p>

国税通則法						
省略	省略	省略	省略		第五条の二 第五項	
省略	省略	省略	省略	省略	を還付する	
省略	省略	省略	省略	省略	と当該所得税の額につき特別措置法第二十八条第一項の規定により併せて徴収された復興特別所得税の額のうち当該特定社会保険料に対応する部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額に相当する金額とを併せて還付する。この場合においては、同条第九項及び特別措置法第三十一条第三項の規定を準用する	全部又は一部とを併せて還付する。この場合においては、特別措置法第二十八条第九項及び第三十一条第三項の規定を準用する

同上						
同上	同上	同上	同上		同上	
同上	同上	同上	同上	同上	同上	
同上	同上	同上	同上	同上	と当該所得税の額につき特別措置法第二十八条第一項の規定により併せて徴収された復興特別所得税の額のうち当該特定社会保険料に対応する部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額に相当する金額とを併せて還付する。この場合においては、同条第六項及び特別措置法第三十一条第三項の規定を準用する	全部又は一部とを併せて還付する。この場合においては、特別措置法第二十八条第六項及び第三十一条第三項の規定を準用する

内国税の適 正な課税の 確保を図る ための国外 送金等に係 る調書の提 出等に関す る法律（平 成九年法律 第一百十号）															
省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略
省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略
省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略

同上															
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上

地方法人税法 (平成二十六年法律 第十一号)	第十二条の 二 第二項	法人税法	昭和三十九年 法律第三十 四号)	第四十一条 の二	所得税の額	省略	省略
			第六十九条 の二 第二項	所得税の額	省略	所得税の額及び復興特別 所得税の額の合計額	
			第八十一条 の八の二第 一項	所得税の額	省略	所得税の額及び復興特 別所得税の額	
			第八十一条 の十五の二 第一項	所得税の額	省略	所得税及び復興特別所 得税の額の合計額	
			第四百二十二 条の六の二	所得税の額	省略	所得税の額及び復興特 別所得税の額	
			第四百四十四 条の二の二 第一項	所得税の額	省略	所得税及び復興特別所 得税の額の合計額	
東日本大震災からの復 興のための施策を実施 するために必要な財源 の確保に関する特別措 置法(平成二十三年法 律第十七号。以下こ の条において「特別措							

同上	
同上	同上
同上	同上

地方税法（ 昭和三十五年法律第七十三号）	相続税法（ 昭和二十五年法律第七十三号）						
省略	省略		第十二条の 二第五項		第十二条の 二第三項		第十二条の 二第二項
省略	省略	同法	法人税法	つき同法	法人税法		法人税法
省略	省略	特別措置法第三十三条 第一項の規定により読み替えて適用される法人税法	特別措置法第三十三条 第一項の規定により読み替えて適用される法人税法	つき法人税法	特別措置法第三十三条 第一項の規定により読み替えて適用される法人税法		特別措置法第三十三条 第一項の規定により読み替えて適用される法人税法

同上	同上
同上	同上
同上	同上
同上	同上

昭和二十五 年法律第二 百二十六号		
省略		省略
省略	省略	省略
省略	省略	省略

2 法人の各事業年度(第四十条第十一号に規定する事業年度をいい、課税事業年度(第四十五条に規定する課税事業年度をいう。以下この項において同じ。))を除く。以下この項において同じ。))又は各連結事業年度(第四十条第十二号に規定する連結事業年度をいい、課税事業年度又は第四十九条第三項の規定の適用がある同項に規定する連結事業年度を除く。以下この項において同じ。))において第十号第四号イ及びロに掲げる所得(外国法人にあつては、法人税法第四百一条各号に掲げる外国法人の区分(同条第一号に掲げる外国法人にあつては同号イ又はロに掲げる国内源泉所得の区分)に同じ当該各号に定める国内源泉所得(同条第一号に定める国内源泉所得にあつては同号イ又はロに掲げる国内源泉所得)で第十号第五号イ及びロに掲げる所得とする。))につきこの章の規定により課される復興特別所得税の額がある場合には、当該法人に対する同法の規定の適用については、当該各事業年度又は各連結事業年度における当該復興特別所得税の額は、当該各事業年度又は各連結事業年度における当該所得に係る同法第六十八条第一項(同法第四百四十四条において準用する場合を含む。))又は第八十一条の十四第一項に規定する所得税の額とみなす。この場合において、当該復興特別所得税の額に係る同法その他法人税に関する法令の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

3 3 13 省略

(外国法人の提出する申告書に係る記名押印)

第六十条 法人税法第五十一条の規定は、外国法人が復興特別法人税申告書に係る修正申告書を提出する場合について準用する。

(復興特別法人税に係る法人税法の適用の特例等)

同上		
同上	同上	同上
同上	同上	同上

2 法人の各事業年度(第四十条第十一号に規定する事業年度をいい、課税事業年度(第四十五条に規定する課税事業年度をいう。以下この項において同じ。))を除く。以下この項において同じ。))又は各連結事業年度(第四十条第十二号に規定する連結事業年度をいい、課税事業年度又は第四十九条第三項の規定の適用がある同項に規定する連結事業年度を除く。以下この項において同じ。))において第十号第四号イ及びロに掲げる所得(外国法人にあつては、法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第四百一条各号に掲げる外国法人の区分(同条第一号に掲げる外国法人にあつては同号イ又はロに掲げる国内源泉所得の区分)に同じ当該各号に定める国内源泉所得(同条第一号に定める国内源泉所得にあつては同号イ又はロに掲げる国内源泉所得)で第十号第五号イ及びロに掲げる所得とする。))につきこの章の規定により課される復興特別所得税の額がある場合には、当該法人に対する同法の規定の適用については、当該各事業年度又は各連結事業年度における当該復興特別所得税の額は、当該各事業年度又は各連結事業年度における当該所得に係る同法第六十八条第一項(同法第四百四十四条において準用する場合を含む。))又は第八十一条の十四第一項に規定する所得税の額とみなす。この場合において、当該復興特別所得税の額に係る同法その他法人税に関する法令の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

3 3 13 同上

(代表者等の自署押印)

第六十条 法人税法第五十一条の規定は、法人の提出する復興特別法人税申告書及び当該申告書に係る修正申告書について準用する。

(復興特別法人税に係る法人税法の適用の特例等)

第六十三条 復興特別法人税に係る次の表の第一欄に掲げる法律の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、同表の第四欄に掲げる字句とする。

法人税法													第一欄
省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	第二欄
省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	第三欄
省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	第四欄

第六十三条 同上

同上													第一欄
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	第二欄
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	第三欄
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	第四欄

地方税法	国税通則法				租税特別措置法	地方法人税法								
省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	
省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略
省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略

同上	同上				同上	地方法人税法(平成二十六年法律第十一号)								
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上

省略	省略	省略
省略	省略	省略
省略	省略	省略

2515 省略
 16 前各項に定めるもののほか、復興特別法人税に係る法人税に関する法令の規定の技術的読替えその他この章の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十六条 削除

同上	同上	同上
同上	同上	同上
同上	同上	同上

2515 同上
 16 前各項に定めるもののほか、復興特別法人税に係る税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）その他の法令の規定の技術的読替えその他この章の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十六条 第六十条において準用する法人税法第五十一条第一項から第四項までの規定に違反した者又はこれらの規定に違反する復興特別法人税申告書若しくは当該申告書に係る修正申告書の提出があつた場合のその行為をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。ただし、情状により、その刑を免除することができる。